

大阪府電子見積合せに参加又は参加を検討されている皆様へ

令和8年3月31日

大 阪 府

電子見積合せ関連の各種要綱改正について

標記について、下記のとおり改正しましたのでお知らせいたします。

記

1 改正要綱

- ・大阪府電子見積合せ参加資格審査要綱
- ・大阪府電子見積合せ実施要綱
- ・大阪府総務部契約局競争入札審査会設置要綱

2 主な改正内容

大阪府電子見積合せ参加資格審査要綱に定めた少額随意契約建設工事電子見積合せ参加資格を建設工事電子見積合わせ参加資格に統合するため改正を行いました。

については令和8年4月1日より、建設業法上の許可を参加要件としない建設工事電子見積合せの参加には、以下のいずれか資格が必要になりますのでご留意いただきますようお願いいたします。

- 建設工事競争入札参加資格
- 測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格
- 物品・委託役務関係競争入札参加資格

3 施行日

令和8年4月1日

担当	総務部契約局総務委託物品課
	総務・資格審査グループ 06-6941-0351（内線 5344）
	企画・システムグループ 06-6941-0351（内線 5333）
○電子契約システムや操作に関すること	
	電子契約システムヘルプデスク
	06-4400-5181（受付時間：平日 9時から 18時 00分まで）